

平成28年1月秋田市議会臨時会提出予定案件

	件名	説明																																
1	<p data-bbox="347 450 660 488">「条例案」 6件</p> <p data-bbox="252 539 740 618">秋田市職員給与条例等の一部を改正する件</p> <p data-bbox="252 804 414 840">○改正要旨</p> <p data-bbox="256 848 480 884">1 平成27年度</p> <p data-bbox="288 893 1303 929">(1) 全給料表を改定し、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げる。</p> <p data-bbox="288 938 948 974">(2) 勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="309 978 1331 1155"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.225月(1.225月)</td> <td>1.375月(1.375月)</td> <td>2.60月(2.60月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.675月(0.675月)</td> <td>0.775月(0.675月)</td> <td>1.45月(1.35月)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.90月(1.90月)</td> <td>2.15月(2.05月)</td> <td>4.05月(3.95月)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="316 1162 1153 1196">注 () は現行。なお、再任用職員についても引上げを実施</p> <p data-bbox="256 1205 545 1240">2 平成28年度以後</p> <p data-bbox="288 1249 1388 1328">(1) 全給料表を改定し、給料月額について、若年層を引き上げ、高齢層を引き下げる。</p> <p data-bbox="288 1337 1272 1373">(2) 地域手当の支給割合および単身赴任手当の支給額を引き上げる。</p> <p data-bbox="288 1382 1388 1460">(3) 管理職員が平日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p data-bbox="288 1469 1174 1505">(4) 期末手当および勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="309 1509 1331 1686"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月(1.225月)</td> <td>1.325月(1.375月)</td> <td>2.50月(2.60月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.775月(0.675月)</td> <td>0.775月(0.775月)</td> <td>1.55月(1.45月)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.95月(1.90月)</td> <td>2.10月(2.15月)</td> <td>4.05月(4.05月)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="316 1693 1362 1771">注 () は平成27年度の改正後。なお、再任用職員についても支給割合の改正を実施</p>	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.225月(1.225月)	1.375月(1.375月)	2.60月(2.60月)	勤勉手当	0.675月(0.675月)	0.775月(0.675月)	1.45月(1.35月)	合計	1.90月(1.90月)	2.15月(2.05月)	4.05月(3.95月)	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.175月(1.225月)	1.325月(1.375月)	2.50月(2.60月)	勤勉手当	0.775月(0.675月)	0.775月(0.775月)	1.55月(1.45月)	合計	1.95月(1.90月)	2.10月(2.15月)	4.05月(4.05月)	<p data-bbox="754 539 916 575">○改正理由</p> <p data-bbox="754 584 1386 797">一般職の職員の給料月額、地域手当および単身赴任手当の額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合を改定するとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p data-bbox="754 1780 952 1816">○施行期日等</p> <p data-bbox="754 1825 1355 1904">施行は、規則で定める日から。ただし、2は平成28年4月1日から。</p> <p data-bbox="754 1912 1374 1991">1(1)は平成27年4月1日から、1(2)は同年12月1日から適用する。</p> <p data-bbox="786 2000 1386 2036">その他給与改定に伴う所要の調整を行う。</p>
区分	6月期	12月期	合計																															
期末手当	1.225月(1.225月)	1.375月(1.375月)	2.60月(2.60月)																															
勤勉手当	0.675月(0.675月)	0.775月(0.675月)	1.45月(1.35月)																															
合計	1.90月(1.90月)	2.15月(2.05月)	4.05月(3.95月)																															
区分	6月期	12月期	合計																															
期末手当	1.175月(1.225月)	1.325月(1.375月)	2.50月(2.60月)																															
勤勉手当	0.775月(0.675月)	0.775月(0.775月)	1.55月(1.45月)																															
合計	1.95月(1.90月)	2.10月(2.15月)	4.05月(4.05月)																															

2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成27年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.40月(1.40月)	1.60月(1.55月)	3.00月(2.95月)

注 () は現行

(2) 平成28年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.50月(1.40月)	1.50月(1.60月)	3.00月(3.00月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、規則で定める日から。ただし、(2)は平成28年4月1日から。

(1)は、平成27年12月1日から適用する。その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成27年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.40月(1.40月)	1.60月(1.55月)	3.00月(2.95月)

注 () は現行

(2) 平成28年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.50月(1.40月)	1.50月(1.60月)	3.00月(3.00月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、規則で定める日から。ただし、(2)は平成28年4月1日から。

(1)は、平成27年12月1日から適用する。その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

- 4 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

○改正要旨
市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成27年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 375月 (1. 375月)	1. 60 (1. 55月)	2. 975月 (2. 925月)

注 () は現行

(2) 平成28年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 475月 (1. 375月)	1. 50 (1. 60月)	2. 975月 (2. 975月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、規則で定める日から。ただし、(2)は平成28年4月1日から。

(1)は、平成27年12月1日から適用する。その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

- 5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

職員の退職手当の調整額を改定するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 退職前の職責に応じて加算する調整額を次のように改める。

区 分	調整額(改定前)	調整額(改定後)
部 長 等	4 万5, 850円	5 万9, 550円
次 長 等	4 万1, 700円	5 万4, 150円
課 長 等	3 万3, 350円	4 万3, 350円
課長補佐等	2 万5, 000円	3 万2, 500円
主 席 主 査 等	2 万850円	2 万7, 100円
主 査 等	1 万6, 700円	2 万1, 700円
上記以外の職	零	零

2 主査等であって、勤続24年以下の退職者に調整額を支給することとする。

3 その他規定を整備する。

○施行期日

平成28年4月1日から。

6	<p>秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p style="text-align: center;">「人事案」 1件</p>	<p>○改正理由 市税の減免申請書に個人番号の記載を要しないこととするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる税目に係る減免申請書について、個人番号の記載を要しないこととする。 (1) 個人の市民税 (2) 特別土地保有税</p> <p>○施行期日等 施行は、公布の日から。 条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
7	<p>秋田市副市長の選任について同意を求める件</p>	<p>○秋田市副市長鎌田潔氏の任期満了（平成28年1月27日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方自治法第162条</p>